

消防同意時のよくある指摘事項(消防用設備等編)

消防用設備等を設置する防火対象物において、消防同意の審査の際に見受けられる主な不適合事項及び指導事項について記載しています。

【消火器について】

- 共同住宅のメールコーナー、駐車場や機械室など、出入口が屋外側にのみ設けられている場合に、歩行距離が20mを超えていないか確認してください。
- 指定数量の5分の1未満であっても、指定数量の10分の1以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に消火器の付加設置が火災予防条例第45条により必要になります。計画の有無を確認してください。

【屋内消火栓設備について】

- 水平距離で包含できていることと合わせて、ホース長による有効放水も可能かを確認してください。特に出入口が屋外側のみに設けられている機械室などは注意してください。
- 消火水槽の有効水量の深さが1m以上である旨を明記してください。
- 消火水槽に100A以上の通気管が設けられていることを明記してください。
- 消火ポンプ室の開口部に防火戸及び換気口に防火ダンパー(FD)が設置されていること(外壁に設けるものを除く。)を明記してください。
- 内装制限による倍読み、3倍読みの適用を受ける場合に、大臣認定を取得した防火材料を使用する際は認定番号を記載してください。(塗料も含みます。)また、認定番号リストに記載の名称と仕上げ表に記載の名称の整合を図るようにしてください。

【スプリンクラー設備について】

- 流水検知装置が設けられている場所に、非常用照明装置が設置されていることを確認してください。
- 押入れ又は物置で、床面積が1㎡以下であることにより、ヘッドを設置しない場合は、その床面積を明記してください。(図面上明らかに1㎡以下であると判断できる場合を除きます。)
- 警報盤(流水検知装置の受信部)に蓄電池が内蔵されている場合はその旨を記載してください。

【自動火災報知設備について】

- 押入れ又は物置で、床面積が1㎡以下であることにより、感知器を設置しない場合は、その床面積を明記してください。(図面上明らかに1㎡以下であると判断できる場合を除きます。)

- パイプシャフト等で、下記のいずれかにより感知器を設置しない場合は、その旨を明記してください。
 - ・水平断面積 1m^2 以下のもの(図面上明らかに 1m^2 以下であると判断できる場合を除きます。)
 - ・耐火構造の壁で造られ、各階で床打されており、かつ、その開口部(天井裏に面する部分を除く。)に防火戸又はこれらと同等以上のものが設けられているもの。
- 感知器の取り付け面の高さが 4m 以上の場合、感知器1個の警戒面積が超えていないか確認してください。

【非常警報設備】

- 6m^2 以下の居室や 30m^2 以下の倉庫のスピーカーの設置を、隣接する放送区域のスピーカーにより免除する場合は、スピーカーを免除する室とスピーカーを設置する室との間に扉が設けられているかを確認してください。

【避難器具について】

- 特定用途防火対象物に設置する避難器具の設置場所に非常用照明装置が設置されていることを確認してください。

【誘導灯について】

- 屋内階段等に設置する階段通路誘導灯は、階段通路誘導灯として(一社)日本電気協会の認定を受けているもの若しくは非常用照明装置に階数表示を設置したものとなっていることを明記してください。
- 誘導灯の常用電源が専用回路となっていることを明記してください。

【連結送水管について】

- 放水口格納箱と屋内消火栓箱を同一とする場合の表示灯の非常電源は、屋内消火栓設備ポンプ制御盤から供給することを明記してください。

【非常電源について】

- 高圧で受電する非常電源専用受電設備のうちキュービクル式の高圧受電設備は「(一社)日本電気協会認定品」又は「告示7号適合品」の旨を明記してください。
- キュービクル式の自家発電設備を設置する場合は、「(一社)日本内燃力発電設備協会認定品」の旨を明記してください。